

第35回豊島廃棄物処理協議会

日時：平成27年8月2日（日）13：30～15：30

場所：豊島公民館

I 出席協議会員（16名）

①学識経験者

（会長）岡市友利

②申請人らの代表者

大川真郎、石田正也、中地重晴、山本彰治、濱中幸三、安岐正三、○石井亨

③香川県の担当職員等

田代健、○川田浩司、新池伸司、大山智、大森利春、三好謙一、武本哲史

※○印は議事録署名人

II 傍聴者

①豊島3自治会関係者 約40名

②公害等調整委員会審査官 遠山敦士

③報道関係 6社（共同通信、山陽新聞、毎日新聞、NHK、読売新聞、四国新聞）

III 議事

司会から、次の報告があった。

- ・植田会長代理の欠席
- ・県側協議会委員の変更（新池協議会員）
- ・公害等調整委員会から遠山審査官の出席

岡市会長挨拶（要旨）

- ・豊島廃棄物の処理事業については、調停条項に従い、共創の理念に基づいて事業を進めており、平成15年9月に本格処理を開始してから丸12年を経ている。
- ・廃棄物の処理済量と残存量を合計した全体量については、後ほど県から詳しく話があると思うが、重量ベースで約90万7千トンと推定されている。直島で焼却・溶融対象となる廃棄物等の残存量が増え、また、廃棄物等に占める土壌の割合が高くなっているものの、管理委員会では溶融炉内の酸素濃度を上昇させる酸素富化の効果に期待して、現段階で機械的に計算すると、廃棄物等の処理は平成29年3月頃に終了できるものと見込んでいる。
- ・調停条項に定められた処理期限まで、残り1年8カ月となったが、豊島の皆様方も熱中症にならないよう注意いただくとともに、県においても安全第一、環境保全部で、緊張感を持って事業を進めていただきたい。
- ・本日、協議会員の皆様方には率直な意見を交換して、処理期限まで残り1年8カ月の間にさらにお互いの信頼関係を深めて、これは豊島の将来にも関係すること

と思うが、ぜひ実りある成果が得られるように願っている。

議題

(1) 協議会の運営

- ・議事録署名人に、石井協議会員、川田協議会員を指名し、了承を得た。
- ・本日の議題に非公開とすべき内容はないため公開とした。

(2) 豊島廃棄物等処理事業の実施状況

○県側

- ・溶融炉とキルン炉での中間処理と岩石等特殊前処理における、平成26年度の処理計画は6万4,629トンで、実績は6万8,457トンであった。平成15年度から処理を開始しているが、16年度から19年度は5万トン超の実績で、その後の各種処理量アップ対策により、20年度は6万トン余り、21年度から25年度までは7万トンを超える処理ができています。
- ・溶融炉の処理能力については、平成25年度は1日1炉103トンと計画していた。しかしながら、昨年度は、溶融処理する廃棄物に占める土壌の割合が高く、溶融しにくくなるということで、溶融するための助剤を多く添加する必要が生じたことから、26年度は1日1炉95トンと落ちており、結果、26年度の処理量は7万トンには至っていない。ただ、計画も6万40トンと、7万トンにはなっていない。
- ・豊島廃棄物等処理事業を開始した平成15年度から26年度末までの累計は73万3,625トンで、今年度の6月末までの累計は75万2,484トンであった。廃棄物等の全体量に占める6月末までの処理量合計の割合は86.9%となっている。
- ・直下汚染土壌の処理実績について、平成26年度は2,598トンを、今年度は648トンを処理しており、24年度末の処理開始から今年度6月末までの汚染土壌の処理実績は7,473トンとなっている。本年4月の測量に基づく推計値である、九州でセメント原料化処理をする汚染土壌の量2万7,000トン余に対する進捗率は27.5%である。
- ・廃棄物等と汚染土壌を合わせた全体処理実績は、本年の今年度6月末までで75万9,958トンとなっている。先月の管理委員会で推計の見直しを行い、処理対象量は91万9,000トンから90万7,000トンに見直された。この90万7,000トンに対する全体の進捗率は83.8%である。
- ・今年度4月から6月の直島の月別の中間処理計画は、4月は5,448トン、5月が6,201トン、6月が5,380トンであったが、処理量はそれぞれ6,682トン、6,617トン、5,561トンと、いずれも計画を上回っている。溶融炉においては、今年6月にはボイラーダスト搬出装置の詰まりといったトラブルがあり、1号炉、2号炉でそれぞれ2日間程度の処理停止があったが、ダストによる閉塞は計画には織り込み済みであったので、計画を上回る数字となっている。また、キルン炉は計画を大きく上回って運転できていた。トータルとして

は、今年度3カ月で計画比110.7%の処理ができた。

- ・直下汚染土壌の処理実績であるが、今年度5月に648トン进行处理している。現在、廃棄物の底面掘削が完了した区域の土壌について、順次判定調査を行い、判定の結果、基準超過によりセメント原料化処理対象のものが一定量確保できれば、三菱マテリアル九州工場のほうに順次搬出することとしている。
- ・直島での焼却・熔融処理に伴って発生する副成物の発生量、販売量などの有効利用の実績であるが、鉄、銅ともに順調に販売できている。アルミは、本年4月から6月までの3カ月間で416トン余りを再選別して、6トン弱のアルミを販売できている。熔融スラグは、公共工事等のコンクリート用骨材として有効利用している。昨年度、鉛の含有量が基準値を超過したものがあつたが、豊島の処分地側で、分析装置によりあらかじめ廃棄物における鉛含有量等を調査して、鉛含有量が多くなならないような均質化作業を実施しており、今年度は今のところ、鉛が基準超過したスラグは発生していない。粗大スラグは、昨年度からはスラグの性状等も勘案して、粗大スラグの熔融スラグへの混合を中止している。粗大スラグは、シルト状スラグ、仮置土とともに、三菱マテリアル九州工場でセメント原料として有効利用されている。
- ・本年度の4月から6月の見学者は豊島側で497名、直島側で357名の計854名で、処理開始以来7万3,300名余りに見学いただいた。今年度、豊島側は昨年度を上回る好調なペースの実績となっている。豊島事業も終盤となっているので、少しでも多くの方に見学いただけるよう広報していきたい。

○住民側

- ・直下汚染土壌処理の進捗率が27.5%と低い。おそらく処理期限までには全部完了するだろうが、数字が低いので心配だ。

○県側

- ・直下汚染土壌については、平成7年の公害等調整委員会のボーリング調査結果に基づいた推計等を行っている。推計はしているが、例えば平成26年度の実績を見ると、実際にはその推計ほどの量が出てきていない。実際の直下汚染土壌の汚染有無の判定というのは、10mメッシュで実施しているが、基準値を超過すれば、50cm掘り下げて、再度、調査している。しかし、公調委等の調査では、50mメッシュ実施していたので、その区間全体がアウトになるものとして今まで推計していたが、実際に調査してみると、公調委のボーリング調査に基づく推計ほどアウトになるものが出てきてこなかった。
- ・また、ここは直下汚染土壌だと思っていたところが、要は公調委の底面より下まで廃棄物があつたということで、廃棄物として掘削されている面もあるということで、全体量というのは今回大きく減っている。今も調査を続けているが、決して処分地の方に搬出できずに滞留しているわけではない。底面掘削が進んで、その後の調査をしていけば、十分に搬出処理できるものと考えている。

(3) 豊島廃棄物等の処理対象量の推計及び処理計画等

① 豊島廃棄物等の処理対象量及び残存量の推計

○県側

- ・本年4月4日から5日にかけて実施した3Dレーザー測量の結果を基に、昨年度末までの廃棄物等の処理対象量及び残存量を推計した。
- ・廃棄物等の昨年度末処理済量は、体積ベースで51万3,097 m^3 、重量ベースで73万3,323トンとなった。
- ・残存量は、体積ベースでは8万9,369 m^3 と推定している。公害等調整委員会の調査結果を基に予測していた廃棄物底面よりも下にある、いわゆる周辺部廃棄物の量を含んだ結果である。
- ・残存重量は、処理重量を処理体積で除して計算した密度を残存体積に乗じて求めているが、今回の密度については、今後掘削を行う区域が平成26年度に掘削を行った区域と同様の傾向になると考えており、これまで用いてきた累計密度ではなく、26年度の単年度密度1.48を用いている。この結果、残存重量は、残存体積の8万9,369 m^3 に密度1.48を乗じて、13万2,266トンと推計している。
- ・廃棄物等の処理済量と残存量を合わせた廃棄物等の合計は、体積ベースで60万2,466 m^3 となり、昨年度の推計よりも4,849 m^3 の増、重量ベースで86万5,589トンとなり、昨年度推計よりも1万3,427トンの増となっている。
- ・直下土壌は、体積ベースで2万3,549 m^3 と、昨年度の推計よりも1万6,385 m^3 減少している。重量ベースでは4万1,684トンと、昨年度推計よりも2万5,406トンの減となっている。これは、先ほど申し上げたが、直下土壌として想定した部分が、土壌ではなくて廃棄物土であったことなどから減少したものである。
- ・以上のことから、廃棄物等と直下土壌を合わせた処理対象量は、体積ベースで62万6,015 m^3 、重量ベースで90万7,272トンと推計された。

②酸素富化による処理量アップ対策に関する実験計画

○県側

- ・酸素富化とは、燃焼用空気の酸素濃度を高め、排ガスによる持ち出し熱損失を低減して、熱利用効率を高める技術である。処理量アップ等の効果が期待できる。ただ、酸素富化による効果の程度は、酸素の供給方法や処理対象物の性状等に影響を受けることから、処理実験を行う。
- ・酸素富化により期待できる効果は、処理量の増加、燃料使用量の削減、CO₂排出量の削減などである。一方、懸念されるデメリットは、耐火物溶損による炉のダメージ、排ガス性状への影響などがある。こうした点については、実験する中で影響がないように炉の運転を心がけたいと思っている。
- ・来月9月から予備実験、本実験を予定している。酸素は三菱マテリアル直島製錬所から供給してもらい、熔融炉内の酸素濃度を高める。
- ・実験の内容であるが、酸素富化をする箇所はバーナ空気やコーナ空気である。酸素量について、6通りのパターンによる予備実験を行い、主燃焼室の温度や熔融ゾーン付近の温度が高いなどの適切な条件を模索していこうと考えている。なお、

炉内の通常の酸素濃度は21%であるが、実験的に23%から25%程度まで高める。

- ・本実験であるが、予備実験で適切と判断された条件で、さらに10日程度の連続実験を行い、処理量やスラグの品質などを確認したいと思っている。また、平成28年1月の定期整備時において、耐火物の溶損状況などを確認する。

③年度別・処理方法別処理計画及び平成27年度運転・維持管理計画（変更）

○県側

- ・先ほどご説明した廃棄物等の残存量を基に、年度別・処理方法別処理計画と平成27年度運転・維持管理計画を見直した。
- ・見直しに当たっての条件であるが、①平成26年度末時点の廃棄物等と直下汚染土壌を合わせた残存量を10万8,893m³としている。②溶融処理対象残存物の土壌比率は59%としていたが、平成27年4月1日時点の土壌比率は、廃棄物等の性状調査結果から66%とする。③シュレッダーダスト主体廃棄物と土壌主体廃棄物の混合後の土壌比率を66%にするために、それぞれの混合割合を38対62%とする。次に、④溶融炉処理量設定値であるが、1日1炉95トンとしていたが、土壌比率が66%になるので、このままいくと1日1炉88トンとなる。一方で、溶融炉への酸素富化による処理量アップが9月から見込まれるので、これにより1日1炉96トンと設定している。酸素富化の効果の見込みについて、熱収支計算に基づく計算値と実験プラントでの実験結果について、酸素濃度を23%から25%にする予定であるが、25%であれば、処理量増加率は1.1となる。そこで、今回の計画では、10%の処理量アップとしている。なお、今後実施する酸素富化実験の結果や耐火物の損耗状態等を踏まえて、処理量の設定値を見直すこととしている。⑤溶融炉の稼働日数は、ボイラーダスト落下に伴う処理停止などを想定した予備日を確保して、今年度は2炉で651日、平成28年度は2炉で635日としている。⑥ロータリーキルン炉は、処理実績から処理設定値を1日17トンとしている。
- ・これらの条件により見直しを行った結果、処理完了時期は平成29年3月になる。「平成27年度運転・維持管理計画（変更）」としているが、「変更」というのは、今年の3月の管理委員会で一度27年度の運転・維持管理計画をご承認していただいているので、その変更という意味である。具体的には、1日1炉当たりの溶融炉の処理設定値が変わったので、中間処理の月別処理量も変更になった。

④第3次掘削計画（平成27～28年度）の変更

○県側

- ・第36回の管理委員会でご承認いただいた掘削計画も処理協議会で一度ご説明をさせていただいたが、平成27年6月以降の掘削計画を見直した。
- ・主な変更点は次のとおりである。①北海岸遮水壁沿いの廃棄物等の掘削については、前の計画では平成28年度第1期に実施する予定であったが、仮設矢板や新設鋼矢板の施工が必要なことから、掘削を前倒して、平成27年度の第3期から掘削を始める。②処理対象量が増加したこともあり、廃棄物底面の掘削完了時期が平成28年度の第2期になる。③地下水対策区域については、排水・地下水等

対策検討会で計画を検討していく予定であり掘削計画には入れていない。

- ・平成27年7月から9月の掘削計画であるが、掘削を前倒しで進めるような計画になっている。また、第3期には、北海岸遮水壁沿いの廃棄物等の掘削を開始する。北海岸の西側と東側の端のところである。また、貯留トレンチ西隣の必要な箇所には矢板を施工して、掘削を進める。第4期には、西海岸道路廃棄物掘削については、平成28年1月の中間処理施設の定期整備の際に合わせて掘削を行いたいと考えている。北海岸の西端、東端で、仮設矢板を打設する。また、貯留トレンチの西隣の矢板については、撤去を始める。
- ・平成28年度第1期に、仮置きヤードが運用開始となる。第2期には、9月末に廃棄物の底面掘削が完了して、残りの期間は仮置きヤードの上にある廃棄物を均質化していくことになる。ここで、直下土壌を除く廃棄物等の残存体積が判明する予定だ。第4期であるが、1月末には掘削完了判定調査が終了する。3月には、廃棄物が完全に撤去される。3月末には、貯留トレンチなど施設だけが残る計画としている。

○住民側

- ・直下汚染土壌が廃棄物に置きかわったので土壌は減ったということだが、廃棄物をとった、その下は何か。

○県側

- ・廃棄物の下は当然直下土壌になる。直下土壌については、先ほど申し上げたとおり、調査をして、検査をしてアウトのものについては直下汚染土壌として九州に持って行く。そうでないものについては、汚れていない土壌ということになる。

○住民側

- ・今までのところ、本来、公調委の実態調査の結果、土壌であるところが廃棄物であったと、深い面まで廃棄物だったと。その廃棄物をとって、その下の土壌を調べた。その結果、土壌はセーフであったのか。

○県側

- ・セーフであったところもあるし、アウトであったところもある。

○住民側

- ・公調委の実態調査より土壌が少ないと評価できるのか。

○県側

- ・平成26年度の掘削実績からすると、そうした評価はできると考える。

○住民側

- ・今までのところというのは、ほとんどが東側、南側といった地域で土壌というのか、下が岩であるところが非常に多かった。つい先日、7月29日に山中技術アドバイザーとともに底面掘削の完了判定に立ち会ったが、処分地の真ん中辺りは廃棄物の層も非常に深い。この間の台風でつぼ掘り状のところは水が溜まっており調査できなかったので、9月頃に改めるということになったが、その辺りを見ると、直下汚染土壌が少ないとも思えない。先ほど説明があった直下汚染土壌の処理率は27.5%であるが、現在のところ土壌は処理済みで滞留はしていない。仮置き施設の他にも土壌はない。ただ、出ていないというだけだ。処分地の真

ん中付近は、かつて業者が盛んに野焼きをしていたところだ。直下汚染土壌が少ないと言えるかどうかというのは、まさにこれからではないかと思っている。

○県側

- ・別に樂觀も悲観もしていない。一定の推計方法に基づいて計算したところ、今回についてはこういう結果になったということであるので、現状としては、おっしゃるとおり現状滞留等もしていないし、これからも底面が出たところについては、直下土壌を検査して、アウトになったものについては順次、一定量がたまれば九州に持っていき、そうでないところについては土壌として判定していくという作業を順々と続けていきたいというふうに思っている。

○住民側

- ・掘ってみなければ分からないが、廃棄物層のところというか、これから出てくる面というのは、EやFとか、あるいはその辺りになると非常に深いというような感じがしている。深いところであれば、廃棄物の底面がT. P 0 m、あるいはそれより下になっているのではないか。だから、汚染土壌というのはそれ以下にあるのではないか。実際、樂觀も悲観もしていないとのことだが、現実には即して、廃棄物等に関して、あるいは環境汚染に対して戦いを挑んでいくというか、県と住民とが一体となってやっていきたいと思っている。

○岡市会長

- ・一概にこれだけしかないというような、そのような絵ではなく、廃棄物の底面や直下汚染土壌などについて、よく検討しながら作業を進めていただきたい。

○県側

- ・先ほどご説明したとおり、廃棄物を揚げてみなければ直下土壌の調査ができないので、去年の平成26年11月のときにも早目に揚げる計画にしているし、今回の計画でもそれを踏襲した形にしている。仮置きヤードなどを作り、廃棄物をまずはそこに揚げて底面を出してしまっていて、検査できるところについては順次検査をしていき、早目に分かるような体制を整えていきたいと思っている。

○住民側

- ・今年の3月までは、6月末に底面が出てくることになっていた。しかし、残念ながら今のところでは、9月末にならないと底面は出てこない。だから、なるべく早く出すというようなことは、試みは分かるが、実績としてはそうっていない。別にそのことをとやかく言うことはない。ただ、現実には即して慎重に対応していかなければならない。

○岡市会長

- ・できるだけ目標達成するための考え方と措置をお願いしたい。

○住民側

- ・酸素富化の実験について、酸素を増やすことによって廃棄物は燃えやすくなるので、処理量は増加するという効果がある。逆に、耐火物等がダメージを受けるといったようなデメリットもある。とりあえず先月の管理委員会で実験計画を了承してもらって、9月に予備実験と本実験をした上で、平成28年1月の定期整備時において、耐火物の溶損状況を確認するとのことである。本格的に酸素富化をす

るのかどうかというのを管理委員会で決めるというお話であったが、管理委員会の開催は12月の次は3月となるので、1月に定期点検をした後、管理委員会の了承を得るとしたら、来年3月になる。酸素富化の本格稼働は来年の4月以降というふうに理解してよろしいか。

○県側

- ・まず、予備実験をした後、本実験をさせていただく。実際、定期整備のときには蓋を開けて炉の中が見えるので、詳しく耐火物の溶損状況等を見られるということだが、それまでの間は、炉の中で温度を測るなどして、それぞれ耐火物の厚みなどを見ていくことも検討材料にしている。
- ・本実験が終わった後は、長期的な形で運用を進めていき、1月の定期整備が終わってから炉の耐火物の状況を確認した後、管理委員会の先生方にデータを送るということで、先月の管理委員会です承いただいたと思う。そういったものを確認いただきながら、どのようにしていくかを決めていきたいと思っている。耐火物がそんなに減少しなければそのままさせていただき、何かあれば対策を検討して、3月の管理委員会にお諮りしたいと思っている。

○住民側

- ・酸素富化による処理量アップはいつから開始されるのか。本実験終了後直ちに開始されるのか。やはり、この時点でも管理委員会の先生方に確認する必要があると思うのだが。

○県側

- ・今の計画では9月から処理量がアップするだろうと予測している。まだ実験していないので10%としているが、先ほどご説明したとおり、酸素富化実験の結果や耐火物の損耗状況等を踏まえた上で、処理量設定値は見直すということにしている。いずれにしても、何がしかの効果はあらわれると思うので、9月からは処理量アップが図れると考えている。

○住民側

- ・そうであれば、本実験終了後、問題がなければ本格的に運用しますというふうに説明された方がいいのではないかと。10%増えるか増えないかは検討しなければ分からないが、本実験終了後、問題がなければそのまま本格的に動かしますよと。それから、耐火物の損傷等、後日分かるようなことがあった時点でまた検討しますというふうに説明されたらいいのではないかと。

○県側

- ・酸素富化による処理量アップ対策について、まずは実験をさせていただきということで管理委員会にお諮りをしたところだ。実験をした中で、それなりの処理量アップが出てくるという予測に基づく処理計画を立てた。
- ・今回は、管理委員会の資料に基づいて説明したので、少し分かりにくかったと思う。実際上は、住民側がおっしゃるように、9月から問題がなければそのまま始めるということでご理解いただければと思っている。

○岡市会長

- ・管理委員会もこの問題は慎重に実験その他を進めていただきたいと考えているよ

うなので、その結果に期待したいと私も思っている。

○住民側

- ・ 溶融炉稼働日数は、平成26年度と同様に、溶融炉ボイラーダストにダストが詰まることによる溶融炉の停止等を想定した予備日を確保することとし、平成27年度は2炉で651日、平成28年度は635日と設定されているが、逆に言うと、平成27年度は3月31日までフル稼働するわけである。定期点検、あるいはボイラーダストが詰まったことも2、3回ある。平成28年度は635日で運転を止める、つまり廃棄物等は全て無害化処理が終わるというお話だが、651日と635日の間は16日しかない。1炉1日で計算するので、2炉だから、16日割る2は8日だ。要するに、3月31日から8日を引くと、3月23日までには計画では運転をすることになる。逆に言えば、平成29年3月31日までに処理が終わるというのは、8日間の余裕しかない。運転計画としてはかなり厳しいところがあるので、重々慎重に運転していただきたい。
- ・ 酸素富化による10%の処理量アップをある程度見込んでこの数字が出てきているわけだが、本当にうまくいくのだろうか。

○県側

- ・ 3月ごろの終了見込みということで、単純に日数だけ見ればそういう計算になるのかもしれない。酸素濃度が大体25%であれば処理増加率が1.1ぐらいということで今回の計画を立てさせていただいている。直島の炉と規模は違うが、方式は同じところで、我々が期待しているもの以上の数値は出ているというデータはある。この辺りも管理委員会でご審議いただいたところだ。

○住民側

- ・ 説明されていることは分かるのだが、あくまでも実験データであり、1年間通して処理ができたのかまでは実験できていない。そのような意味でいくと、理論値の方が正確だと私は思うのだが。やってみないと分からない。余裕がない状況なので慎重にしてくださいと、重々こちらからお願いをしているという次第だ。

○県側

- ・ 慎重に事業を進めるのは当然のことなので、この理論値で計画を立てている。管理委員会のご指導もいただきながら、慎重に事業を進めていきたいと考えている。

○岡市長

- ・ 私からも、よろしくお願ひしたいと思う。

○住民側

- ・ 廃棄物仮置ヤードは平成28年4月から本格運用されるが、ヤードは来年1月から施工することになっている。コンクリートの土間というお話だが、計画されているところにもつぼ掘り状態の穴がある。穴は塞いで上に土間を張るのか、それとも穴はあったまま土間を張るのか。跡地をどのようにしていくのかというようなことも検討の際に必要なので、そのようなことが計画されているのであれば教えていただきたい。

○県側

- ・ 廃棄物仮置ヤードは、盛り土をするということで、土間は検討していない。

○住民側

- ・いや、盛り土だったら、つぼ掘りになっていて……

○県側

- ・でこぼこしているところがそのままではまずいという話だと思うが、それは、我々も、当然そう考えている。

○住民側

- ・整地だけではなくて、まだ直下汚染土壌のままほったらかしにしているようなところを盛り土したら、もう一回出したときにきれいにしてくれるのか。

○県側

- ・仮置ヤードの施工箇所は、直下汚染土壌を全部出した後のところを想定している。従って、今のところ、ここの地区について早目に直下土壌について調査をしたいというふうに考えている。

○住民側

- ・要するに土壌が汚染されていて、T P 1. 3 mとか1. 7 mの場合には掘らずに地下水浄化処理で対応するという話になっているわけなので、その対象部分ではないのかということを確認したかったわけだ。

○県側

- ・地下水の概況調査・詳細調査に関するルールを決めて、G Hの3付近について、10区画ほど概況調査の結果を出ささせていただいた。仮置ヤード施工箇所についても概況調査などを、できれば早目に行った上で、地下水位を決めて進めていきたいと考えている。要は、地下水位が決まれば、その汚染土壌をどこまで掘削するかも決まってくるので、早目に調査していきたい。

○住民側

- ・廃棄物掘削の計画において、平成28年7月から9月においては、仮置ヤード施工箇所付近の現在の廃棄物の状況がT P 5 mであるが、これから掘削をするとどのぐらいの高さになるのか、もし予測しているならば教えてほしい。また、この部分の汚染された直下土壌の厚みがどのくらいあるかというのも予測しているのであれば教えていただきたい。

○県側

- ・今、資料が手元になく数字をお示しできない。次の事務連絡会が8月19日に予定されているので、そのときにお示ししたい。

○住民側

- ・平成28年度の第1期で盛土をするということであるが、その近辺の一部は7月29日に底面掘削完了の判定調査の立ち会いをしたところだ。T P 5 mとのことであるが、現状では大きな穴がかなりあり、この間の台風で池になったような状態であるがどうするのか。盛り土をすると土量は相当必要であるし、また、大量のドラム缶が出てきたようなところなので、土壌の完了判定は厳しいものがあるのではないか。地下水位がどこにあるのかというような仮定の話にしても仕方がない。実際に現場でやりながら、どうするかというのを協議しながらやっていかなければ仕方がないと思う。そういうことも含めて、確実にこの計画でいけ

るような形というのか、やっていかなければならない。だから、現場というのは非常に厳しいなというような感じはしている。

○岡市会長

- ・それは排水・地下水等対策検討委員会には関係しないのか。

○県側

- ・ちょうど先日、7月29日に底面掘削を確認いただいたところが、第1期の6月末で底面掘削を終えたところだ。今度、西側の方に底面掘削が進んでいって、順次F、Gのところはあけていく。(F-G, 2-3)付近をあけていき、第3期で仮置ヤードを検討して、第4期で施工というような内容になっている。何とか底面掘削と土壌の調査、できれば地下水の概況調査等がまたできれば、当然、排水・地下水等対策検討会などでも報告させていただきたいと考えている。

○住民側

- ・4カ月くらいしかない。

○県側

- ・一生懸命やらせてほしい。ご協力よろしく願います。

○住民側

- ・以前にも一生懸命やったらできると言われたができなかった。だから、現場に即応してやっていかなければならない。
- ・仮置ヤードに使う盛土材は、場内にある土で足りるのか。

○県側

- ・土量全体を見ながら、場合によれば場外のものということもあり得るかと思う。

○岡市会長

- ・両者また協力し合って問題解決しなければ、処理期限までもう時間がないので、皆さん、よろしく願いたいと思う。

(4) 既存施設で前処理が困難な特殊前処理物等の処理方法

○県側

- ・特殊前処理物等については、ロール状廃棄物やラガーロープなど、既存の施設では切断等の前処理が難しいものや、シート類、フレコンバッグなど、県が環境保全措置等で使用後に処理が必要になっているものなどが全体で約307トンある。これらは今、処分地内に仮置きされたままになっているので、その具体的な処理方法について検討した。
- ・ロール状廃棄物はPCBが検出されていたが、ロール状廃棄物そのものにPCBがあるのではなく、表面に付着している汚泥等にPCBがあることが分かった。このため、汚泥等が付着している表面部分と内側部分とを分別した上で、表面部分については、環境省のガイドラインに示す方法により、密閉容器に梱包して島外に搬出し、廃棄物処理法に基づくPCB廃棄物無害化処理の環境大臣認定業者に委託をして処理をしたいと考えている。また、PCB汚染がない内側の部分についても、切断、梱包等をした上で島外に搬出して、廃棄物処理業者に委託処理をするものである。

- ・ラガーロープもP C Bが検出されており、低濃度P C B廃棄物に該当するので、国のガイドラインに示す方法により、固体用運搬容器に梱包した上で島外に搬出し、環境大臣認定業者に委託して処理する。
- ・空ドラム缶、シート類、フレコンバッグ、単管といったその他の特殊前処理物についても、梱包等により粉じん等の飛散防止措置を講じた上で、島外に搬出し、廃棄物処理業者に委託して処理することとし、処理後に残った鉄は鉄原料として有効利用する。
- ・今後の予定であるが、まず本日の処理協議会で特殊前処理物等の島外処理についての住民側の合意をいただきたい。合意が得られたら、低濃度P C B廃棄物無害化処理の環境大臣認定を受けており、排出ガスの状況が直島中間処理施設と同程度の施設を有している廃棄物処理業者に一括して委託することとし、県の指導の下、9月頃から処理を開始したいと考えている。

○岡市長

- ・県は、島外へ出すためについては、協議会において何らかの確認、両者の承認が必要であろうと考えているようだ。

○住民側

- ・ただいま説明いただいた特殊前処理物等は、前処理が非常に困難で、これを前処理して直島の処理場で処理するということになる、処理期限に間に合わないというようなことで、管理委員会にいろいろと諮って、その指導を仰いで処理すると。しかも、直島以外の業者が処理するので、調停条項の絡む面もある。なので、一部それを行おうとすれば、調停条項をやらなくてはならないというような事態が起こってくる。
- ・どうするかは今日決まるかと思うが、もしそういう形でいかなければ、これ期限に間に合わない、管理委員会の指導を仰いで、そのような形で進んでいかざるを得ないのかなというような気がしている。もしそういうことになる、契約の方法が気にかかる。過去に大津市で汚染土壌処理の委託契約をした後でクレームがついて断念せざるを得なかったというようなことがあった。このときに私が意見を述べたのは、次の業者に委託するという中で、これは一般競争入札にするからこうなるんだと。誰でも入札できるような形でやれば、これは信頼できない業者も参画できるわけだ。随意契約でできないかということ私をここで質問したら、皆さんが、それはできないということであった。それができないのであれば、信頼のある業者を指名していただいて、その中で競争入札を行う、いわゆる指名競争入札によれないかということも質問した。ところが、蓋を開けてみると、九州のセメント会社との随意契約による委託契約ができていたわけだ。
- ・もう終盤になっている。ラガーロープ等についてはP C Bも含まれている。そういうようなことで、やはりクレームのないような形で、できたら随意契約で、最も信頼のできる場所を選定して、交渉に当たっていただきたい。ここで同意を得られたら、クレームのつかないような形でひとつお願いしたいと思っている。

○県側

- ・今いただいたご意見を踏まえて、今後、契約手続については、十分にそのご意見

を踏まえて検討していきたいと思う。

○住民側

- ・調停条項に関係するというお話があり、事前に県と協議をして文書をつくっているので、それを県からちょっと言ってもらえば早いと思う。
- ・県から提案されるときに、調停条項の関係でどうだったという説明がちょっとなかったように思う。これは昨夏の協議会の際に議論した内容である。県から、また相談しますということで終わっていた。このような形で確認書を交わすのは別に構わないが、もう少し丁寧に、事前に言ってほしいと思うわけだ。

○県側

- ・確認事項案については、昨年、住民側弁護士の先生からいただいた案をベースに、過去、こうした確認事項を何度か交わしているので、それも参考に、こうした案でいかがでしょうかということで先週、ご提示はさせていただいたものである。

○住民側

- ・今後も、恐らくいろいろな話し合いをしていくのだと思う。毎月の事務連絡会をして、管理委員会の際にこのような話も出して、調停条項についてもこういうふうな形にしたいというぐらいの話を事前にしてもらった方が、まさに共創の思想であると思うのだが。そうせずに、管理委員会が終わってぽっと出てくると、こっちもばたばたする。余り処理協議会でわあわあ言う話でもないと思うが、お互いの信頼関係のもとにきちんと話をしていきたいので、そういうこともお願いしたい。そういうことを踏まえた上で、今日の確認事項についてはこの案でいいということで、先日、住民側から県の方に言ったと思うので、今日はこの案で合意したい。

○岡市会長

- ・確認事項を読み上げる。

確認事項

香川県は、第38回豊島廃棄物等管理委員会（平成27年7月19日）において、「既存施設で前処理が困難な特殊前処理物等の処理方法」として審議議決された処理方法により、特殊前処理物であってその性状から既存施設での前処理が困難なものを処理する。なお、この処理については、豊島廃棄物等管理委員会の指導、助言のもと実施するとともに、申請人らに状況を報告する。

- ・これで問題がなければ、確認事項を議事録に添付したいと思うが、いかがか。

○住民側

- ・第38回管理委員会で議決された処理方法によるというのは、先ほど説明いただいた処理方法のことか。それ以外に、今後の処理や底面掘削を進めていく中で、空のドラム缶やラガーロープなどが出てくる可能性があるが、それについてはその都度確認をするというふうに理解してよろしいか。

○県側

- ・処理対象量は住民側がおっしゃるとおり、これは平成27年6月時点で保管中のものである。今後の掘削で追加発生するという可能性はあると思う。ただ、今回は、処理方法についての合意であるので、量が増えたことについては今後、確認

事項は必要ないというふうに考えている。

○岡市会長

- ・処理方法ではこれでいいと、量は変わるかもしれないということか。

○県側

- ・はい。

○住民側

- ・他の性状のものが出てきたらどうするのか。

○県側

- ・今回合意するもの以外のものが仮に出たとしたら、その都度ご相談させていただきたいと思う。

○住民側

- ・前から言っているが、共創の理念において、そういうところは事前に話をしてもらいたい。別にこのようなかた苦しい確認書までは要らないかもしれないが、一応こういうふうにしますよということで了解を求めてもらいながらやっていくと。調停条項との関係で、疑義があるものはきちんと確認文書を交わすという形で進めていきたいと思うので、よろしく願います。

○岡市会長

- ・私もこのようなものがこんなに出てくるとは、実は全く思わないで、よくやってくれていたものだと思う。出てきたものは仕方がないので、住民側にもご理解いただいて、県は、処理方法について十分に住民側と検討、意見交換しながら、これを処理してほしい。

(5) 豊島廃棄物等の処理終了に伴う施設の取扱い等

○県側

- ・豊島処分地の跡地の活用ということについては、前回の第34回処理協議会の場において、豊島住民の皆様方から議題として提出があり、その構想や、弁護士の先生方も入った形で定期的に議論をしたいというお話を伺っている。
- ・県からは、調停条項との関係でいろいろと検討、整理すべき課題があるといったことや、今後その処理事業を進める中で、跡地利用に関する具体的なご意向も伺いながら、平成29年4月からの部分的な土地活用が可能かどうか検討させてくださいというふうに申し上げたかと思う。
- ・その後、住民の皆様と毎月、事務連絡会を開催しているが、弁護士の先生方にもお越しいただいて、4月と6月に、論点や資料の整理を行ってきた。先月開催した第38回管理委員会においても、豊島内施設の撤去に関する調停条項上の整理などを行ったところであり、今回は先月の管理委員会で議論された豊島内施設の取り扱いについて説明する。
- ・管理委員会設置要綱第2条第4号には、その所掌事務として、「中間処理施設及び豊島内施設の施設撤去に係る計画の策定及び変更」が規定されている。このうち、豊島内施設については、調停条項の2項において、県は「事業を実施するにあたっては、技術検討委員会の検討結果に従う」と規定されている。また、

調停条項の9項においては、県は、「各施設を存置する目的を達したときは、…当該施設を撤去してその土地を豊島3自治会に引き渡す」と規定されている。

- ・ 基本的な進め方であるが、調停条項に基づき撤去することとして、その撤去計画の策定及び変更については、豊島廃棄物等管理委員会の指導、助言等を踏まえて実施するということとしたい。また、施設の撤去については、技術検討委員会の最終報告書の中で、本格対策実施期間後、すなわち、廃棄物等の処理と地下水浄化が完了した後と定められている。
- ・ 平成11年5月にまとめられた第2次豊島廃棄物等技術検討委員会の最終報告書において、「今後の豊島廃棄物等対策事業全般の概要」というところで、事業全体を4つの期別に分けて示しているが、施設の撤去は第4期、つまり本格対策実施期間の後とされている。第4期は、廃棄物等の処理が完了し、また、地下水についても安全が確認された後での中間処理施設や遮水壁等の撤去期間であると説明されている。本格対策完了後の地下水浄化は、本格対策完了時にその必要性が判断される。したがって、地下水浄化に要する期間は含まれていない。地下水浄化が必要と認められた場合は、中間処理施設の排水処理設備を使用するものと想定される。これに伴い、第4期の撤去作業期間はその後段に組み込まれることになること、第2次の技術検討委員会の最終報告書では記載されている。
- ・ 第2次の技術検討委員会は、豊島内での処理案でまとめられていた。その後、直島での処理案でまとめられたのが、第3次技術検討委員会の最終報告書である。その最終報告書においても、本格対策実施期間後に地下水浄化を行い、その完了後に撤去作業を行うという形で整理されている。
- ・ 技術検討委員会の検討結果では、施設撤去というのは本格対策実施期間後、廃棄物等の撤去、地下水浄化の後とされているが、処理終了時期も近いとため、撤去計画の工程表の大枠の作成など、前倒しできる取り組みは今後進めていきたいということで、先月の管理委員会でご了承いただいた。
- ・ なお、管理委員会の委員は、設置要綱で「8名以内」と規定されていたが、撤去計画の策定に当たり、より専門的な指導を得るために、1名増加して「9名以内」と要綱を改正した。そして、建築分野を専門とする、香川大学工学部の松島学教授を昨日8月1日付で委員及び技術アドバイザーとして委嘱している。
- ・ 住民の皆様から、前回の第34回処理協議会の際に、管理委員会の開催回数を増やせないかのご意見があったが、排水・地下水等対策検討会の座長は、必要があると認めるときは、管理委員会の委員長に対し管理委員会で審議するよう要請することもできるよう、先月の管理委員会でご了解いただき、管理委員会及び排水・地下水等対策検討会の設置要綱を改正している。
- ・ 施設の撤去については、管理委員会の指導、助言等を踏まえ実施することとして、その取り組みと併行して、住民の皆様から跡地利用のお話があれば、論点整理などを行いつつ、その内容は伺っていきたいと考えている。

○岡市長

- ・ 豊島の産業廃棄物の撤去事業についても最終段階に入ってきているので、次の段階に備えて1名、建築関係の専門家を加えたいというのが大きな趣旨だ。

(6) 豊島住民提出議題

①今後の話し合いのスケジュール

②今後の中間処理施設等撤去の管理委員会の関わり方

○住民側

- ・県から先ほど「(5) 豊島廃棄物等の処理終了に伴う施設の取扱い等」について説明があったが、我々としては、できれば公害調停に関わった人たちが生きている間に少しでも跡地を住民の土地にしたいという思いがあって、この間、できることから住民側に引き渡してほしいということを提案した。
- ・前回の第34回処理協議会から提案し、具体的に平成28年度末までに豊島廃棄物等の無害化処理が完了することを前提に、それが終わって以降、部分的に住民に土地を返していただけるようなところがあるのかどうかについては、2か月に1回のペースで、住民側の弁護士も入って意見交換をすることとなった。既に4、6月の連絡会が終わった。後、8月、10月、12月と予定されているので、そこまでにある程度結論的なことを、まとまった話については、次回の処理協議会で確認させていただきたいというのが、今後のスケジュールである。
- ・スケジュールとも関係するが、どこの土地を住民側が使えるのかという話、ここの資料館周辺の土地については、今後の施設の撤去作業等でもほとんど支障がないのであればその辺りからまず返してもらいたい等の希望がある。先ほど県の方が説明した「豊島廃棄物等の処理終了に伴う施設の取扱い」として、第2次、あるいは第3次の技術検討委員会の報告書の説明があったが、これは15年前、岡市会長も委員として入っていたのでご存知だと思うが、1998年から2000年の3月くらいまでにまとめた話だ。処理がここまで進んで、かなり具体化してきているわけなので、管理委員会の設置要綱第2条第4号にあるように施設の撤去等についてもこれからの管理委員会できちんと議論していただいて、なるべく住民側の希望するような形で、跡地を住民側が利用できるように県に協力をお願いしたい。

○岡市会長

- ・今、住民側からお話しがあった件は、永田委員長の方へ、県を通じて申し伝えるようにする。

○県側

- ・跡地のことについては、前回の処理協議会でも調停条項上、いくつか整理しなければいけない問題があるというお話をさせていただいて、毎月の事務連絡会をしていろいろお話し合いもしているし、その中でいろいろな論点整理を始めたところだ。論点を整理しながら、進められるものは1つずつ進めていきたいと思っているが、現状としては、論点整理が始まったところと認識している。まだ調停条項の整理のところまではいっていないのではないかと考えているので、今後もそういった論点整理の中から一緒に作業を進めていきたいと思っている。
- ・住民の皆様の方で一定スケジュールをお持ちではあるが、やはり私どもも調停条項や技術検討委員会で決まった前提事項があるので、まずはそこを踏まえて、

それを変更する場合は、管理委員会等でどうするかというような議論もしていかなければならないと思っている。そういったことから、撤去についても、最終報告書にはあるが、前倒しできることも検討しようということで、委員も1人追加したところだ。

- ・先月の管理委員会で、12月の管理委員会に向けて、施設の撤去の順番など、撤去の大きな方針を作成することとなった。そういったものもしながら、1つずつ整理をしていきたいなどは思っている。ただ、最終的に住民側でスケジュールはここまでという話もちよっとお話があったが、私どもまずその論点や調停条項上の整理ができるかどうかが一番だと思っているので、そこについてはそれぞれいろいろと論点や資料を整理して、その中で協議をさせていただきたい。

○住民側

- ・先ほど、管理委員会で撤去については何月の管理委員会からやるという方針が出ているというふうに今おっしゃったが、ちよっとその確認だけ。

○県側

- ・先月の管理委員会で、撤去作業について、基本方針の検討は前倒していきますよというようなお話はさせていただいたところである。12月の管理委員会で方針をどこまで出せるかというのは分からないが、少しでも前倒しできるように取り組みを始めようと思っている。

○住民側

- ・12月の管理委員会から撤去関係の議論が始まるということで理解した。
- ・昔の話なので、ご存じない方のために言っておくが、第4期の地下水対策というのは、揚水処理をしたり、今の排水処理施設で処理ができるような地下水のことを言っているので、水質汚濁防止法の排水基準を超えたものの対策のことを言っていて、排水基準を下回るけれども、環境基準を超えたやつについてどうするかというのが第4期の地下水浄化、いわゆる現在、直下土壌の処理をどうするかというところで言っている話なので、そういう意味で言うと、第3期から第4期に移行する時期というのは、まさしく再来年の3月末というのが1つの潮目というか、区切りになるので、その辺りを誤解のないようにご理解いただきたい。
- ・今日は豊島の方も大勢傍聴されているが、今年2月の処理協議会で跡地問題の住民会議としての考え方を発表したと思う。その後、県との間で弁護士も入って、2カ月に1度のペースで跡地利用について、調停条項の整理や具体的な跡地の島の構想も示しながら、県と実質的な話をしたいということで今、2回やってきた。そのような中で、撤去時期がいつ頃になるのかということも1つの関心であり、次の管理委員会ではそういった議論もなされるということを知ったので、1つ前進かなと思っている。できれば、汚染土壌が撤去された土地のうち、使えるところは使っていき、跡地の整備や景観回復を始めたいという思いを持っている。処理期限に間に合うかといった議論もあるが、それはそれとして、その後の跡地利用も含めて、この2つのことが今の豊島の関心事であるので、今後ともざくばらんに、事務連絡会の中で話をしていきたい。

(7) その他

①第3回「豊島・島の学校プラス」

○住民側

- ・豊島・島の学校は2003年、二度と第2、第3の豊島をつくらない、豊島事件とは一体何であったのかということで開催をして、撤去が終わるまで10回やろうということで、2012年まで10回開いた。岡市会長を初め植田会長代理、それから永田先生、武田先生、高月先生、中杉先生、いろいろ関係した先生方にも講演をしていただき、また、我が弁護士からも、今は亡き中坊団長を初め弁護士の方々が、このような事件が二度と起こらないよう、法律家としての講義をなされた。また、亡くなったジャーナリストの筑紫哲也さんも講師として来ていただき、これに関係したジャーナリスト諸君がたくさんの方が来て、ここから旅立ち、今や日本のジャーナリストの中樞を占めるような存在になっている。
- ・ところが、残念ながら2012年で終わらなかった。我が島は、この島の学校を始めたときは人口1,350人であったが、残念ながら10回が終わったときには1,000人を切っていた。どういうことかということで考えたわけだが、中坊先生とも相談して、よくやったと、豊島だからできたということで、10回で、鐘を大きく鳴らし太鼓を叩いて終われということで終わることにしたが、その後、ここで学んだ大学の関係者が中心になって、「豊島・島の学校プラス」という形で、2013年から続けている。今年はその3回目ということで、「豊島・島の学校プラス」を8月28日から30日まで開催する。学生さん、あるいは市民の皆さんが、現場の豊島の地域の中で各自治会の現状とか、そういうふうな中に入って、将来の設計などをともに考えていこうという試みもなされる。時間があれば、県の皆さんなどにもぜひ参加していただければ幸いだ。

②「NPO法人瀬戸内オリーブ基金」設立15周年記念行事

○住民側

- ・NPO法人瀬戸内オリーブ基金が設立して15年になる。2000年6月6日に公害調停が成立してから、中坊先生と建築家の安藤先生とが発起人になり、住民の決意と希望の象徴としてのオリーブを植樹し、そして瀬戸内海の環境を守っていき育てていこうと設立された。いろいろな活動をした中、現在15年が経っている。2000年に植えたオリーブは花を咲かせ、実をつけて、今、少量ではあるが、本格的に去年あたりから、オリーブ漬けとかオイルとなって手元に届くようになった。
- ・今年15周年を記念して、「私たちの島と海作品コンクール」という、夏休み中に小学校の5年生から中学生を対象に、ポストカードと作文を募集して、これを11月7日、15周年記念集会の大会、行事のときに発表をしたいと思う。まず先立って、8月22、23日に、親子自然学習体験というので、1泊2日で豊島に来て、産廃の現場、オリーブ、海や山など見てもらい、我々が2000年以来育ててきたオリーブからとったオイルと、オリーブ漬け、あるいはそういうふうなものを使って自分たちでピザをつくるなどの体験をしてもらおうと考えている。そうやって、二度とこのような悲しい事件を起こさないといった教訓を

広げていきたい。

- ・広島が平和教育であれば、豊島は環境教育の島にするというような形で、岡市会長もご存じだと思うが、2001年、かつての南先生がまだ会長としてご健在のときに、我々は豊島「学びの島」構想というものをここでお示ししたが、その実践版としての活動を始めていきたいと思っている。
- ・11月7日にはこれらの発表、それからお世話になった方々へのお礼、それから我々はこういうふうな形でやっていくといったプランなどを皆さんに公表したいと考えている。中坊先生は残念ながら一昨年5月3日に亡くなられ、残っているのは安藤先生だけであるが、この日には、安藤先生にその思いを語っていただきたい。将来どうであるか、目指したものは何か、我々の決意と希望は何であるか再確認して、新たなスタートを切りたいと考えている。

○傍聴人（住民側）

- ・先ほど、跡地利用の話が再三出ていた。先ほども住民側から、島の学校について今年から実践版に入るといってお話が出たところだが、「跡地利用検討委員会」というものをつくり、跡地のことに関して、島の住民がこうしたらいい、ああしたらいいと色々と考えている。応援団会議などにも多分報告なんか行っておと思うが、今はまだはっきりとは決まっていない。しかし、一番のテーマ・方針としては、環境を学ぶ場、先ほどおっしゃった学びの場構想であり、これを目標にいろいろなことをこれから整備していかなければならない。その整備のためには、例えば豊島宣言や最終合意、県と豊島住民と一緒に手を結ぶ共創の理念などを基本原点としてこの話を進めていかなければならないと思っているところだ。今日も県の方も来られて、一生懸命豊島のことを思って考えてくれている。これは本当にすごくありがたいことで、今後、もっとさらにこの島の将来のために、県の力をもっとお借りしなければならないなど、私はそう思っている。
- ・原状回復の話に入るのだが、廃棄物等が平成29年3月末でみんななくなった後でも、水処理施設はしばらく残る。しかし、将来的にはそれも全部撤去するつもりだと思う。その後は多分、穴だらけの現場になると思う。先ほどから盛り土の話とか、後どんな処理をすとかいう話が出ているが、我々島の者としては、やはり海水面よりは高い場所にしてほしい。そして、後はやはり何らかに使えるか、それからきちんと残る状態にしてほしい。私個人の意見としては、昔の昭和31年頃、まだ土砂を採取する前の、まだ遺跡があった頃の写真が交流センターにあるが、そういった姿に戻すことが可能な状態にしてほしい。どこから土砂を持ってくるかなど問題はいろいろある。県など皆さんの力をいろいろお借りして、一緒に元の里山、ふるさとの海岸に戻したい。それを一番の目標・原点に、今後、そこを学びの場としていくことが、我々住民、残された者の務めかと思っている。
- ・私もそんなに若くないが、今日ここに来られている方は、眼鏡かけなければ読めないような状態の人ばかりだ。私ももう見えない。ここにいる人で私よりも若い人は、見たところ本当に数えるかぐらいだ。はっきり言って、この問題に取り組む気持ちを持っている人、意識の強い人は我々より若い人にはほとんどいない。ほとんどの人が、「上の人がやってくれる」「仕方ないな」といった感じで、も

う関心持っていない。だから、この問題にもっと取り組む関心を持たすための取り組み、後継者を残すことも必要だ。そうしなければ、今はこうやって一生懸命やっているが、恐らくもう10年後には、今中心になって活動されている方がいなくなったら、どうなっているのかと危惧している。

- ・この問題は恐らく長い年月をかけた問題になると思う。だから、そういったところも覚悟しながら、気長に、真面目に、原点に沿った地道な活動していたら、県、国、税金などで助けてくれた人たちも、その姿を見たら、島の人にはよくやったと多分認めてくれると思う。だから、そのような姿を我々が示すことが、これからの我々の務めと思っている。
- ・また、子供たちや、豊島へ廃棄物処理場を見に来た島外の人にアンケートをするなど調査しながら、いろいろと具体案を考えている。考えてはいるが、なかなか思い浮かばない。だから、まず一番に基本的な原状を回復してもらうこと、土地のありかをきちんとしてもらうこと、それを切にお願いしたい。
 - ・廃棄物等を全部とった後に、どれくらいの穴があいて、どれくらいの高さになって、土砂がどれくらい要るのか。正式なきちんと決まった数字や調査などが、後の利用をしていくに対して必要ではないかと思っているので、可能であれば、それも計画の中に入れてほしい。もし今あるのであればすぐ知りたい。その上でこの話を進めていきたいと思う。

○岡市会長

- ・私も実は、「さぬき瀬戸塾」という組織の活動で、豊島よりもっと小さい島の人たちとよく会う。その島は、人口は200人あるいは100人以下と少ない。そのような島でも、必ず島おこしをやろうという人がいる。その人たちは随分立派な仕事をいろいろと残してくれているので、この問題が片付いた後でも、私は、豊島は何かつくってくれるだろう、と期待している。よろしく願います。

○傍聴人（住民側）

- ・あんまり大きなものを掲げて、後の若い人に対して、負担となるようにはしたくないので、地道な活動を通してやりたい。できるなら、例えば今、福武さんらが、香川県と一緒に芸術祭をして、今、瀬戸内海を、この香川県の宝にしている。この問題を、負の遺産だが、これを香川県の宝に変えてほしいと思う。そういう気持ちだ。

○県側

- ・県と島住民会議で進める調停条項で約束していることとして、1つは、県が平成28年度末までに廃棄物等の撤去・搬出を行う。また、2つ目の約束としては、県が処分地内の地下水等を浄化する。3つ目の約束として、県は廃棄物等の撤去や地下水等の浄化を完了したときは、専門家による確認を受け、速やかに処分地内の施設を撤去するとともに、処分地を海水等が侵入しない高さとした上で、危険のない状態に整地して、処分地を所有者である豊島3自治会に引き渡すというようなことが調停条項で定められている。
- ・県は今、処分地に地上権を設定しているので、処分地を引き渡すまでの間、処分地に関する環境保全や安全対策の責任を持っている。このため、今回、調停条

項上、部分的な返還が可能かどうかという整理をしているが、大きく、1つは地下水浄化に支障がないのかどうか。2つ目としては、跡地、施設の撤去に関して部分的返還をして問題はないかどうかという整理を今しているところだ。

- ・住民の方々は非常に跡地に関心をお持ちだということは重々承知しているのだが、今現在、まずは平成28年度末までに、環境保全と安全を第一に、廃棄物等を撤去するということが一番重要と考えている。その後、調停条項でいろいろお約束していることを、幾つか課題があるので、その整理はきちんと進めさせていただきたいと思っている。

○岡市会長

- ・豊島の人からもご意見、お考えを聞きしたので、我々も、今後、豊島の廃棄物等の処理及び豊島の将来について、いろいろ考えさせていただきたい。
- ・今日は暑い中、長時間にわたってご議論いただき、ありがとうございました。

以上の議事を明らかにするために、本議事録を作成し、議長及び議事録署名人が署名・押印した。

平成27年11月27日

議事録署名人

議 長 岡 市 友 利

協議会員 石 井 亨

協議会員 川 田 浩 司

(別添資料)

確認事項

公調委平成5年(調)第4・5号豊島産業廃棄物水質汚濁被害等調停申請事件における調停条項5項(焼却・溶融処理)に関して、被申請人香川県から、申請人らに対し、本件廃棄物等のうち、特殊前処理物であって、その性状から既存施設での前処理が困難なものを同条項5項(2)の「焼却・溶融処理施設」での処理から、豊島外に搬出し、廃棄物処理業者に委託して処理する方法への変更の申出があった。このため、申請人らと香川県は、協議の結果、本件廃棄物等のうち、特殊前処理物であってその性状から既存施設での前処理が困難なものの処理方法について、以下のように行うことを合意した。

記

香川県は、第38回豊島廃棄物等管理委員会(平成27年7月19日)において、「既存施設で前処理が困難な特殊前処理物等の処理方法」として審議議決された処理方法により、特殊前処理物であってその性状から既存施設での前処理が困難なものを処理する。

なお、この処理については、豊島廃棄物等管理委員会の指導、助言のもと実施するとともに、申請人らに状況を報告する。